中量貨物車（車両総重量が2.5ｔ以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km／Ｌ以上
			構造Ｂ	9.6km／Ｌ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km／Ｌ以上
		1,516kg以上		7.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	8.8km／Ｌ以上
		1,266kg以上		8.1km／Ｌ以上

⑵　目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。

13－２　ＩＴＳ対応車載器

⑴　品目及び判断の基準等

ＥＴＣ対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。

13－３　タイヤ

⑴　品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ＪＩＳ　Ｄ　4234による。

３　判断の基準①については、ＥＵ規則「Wet Gripグレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

４　判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

⑵　目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

13－４　エンジン油

⑴　品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60％以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg／Ｌ以上であること。 【配慮事項】 ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10－ｄ　windowを適用しない。

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

・301Ｂ（CO_2発生試験）

・301Ｃ（修正ＭＩＴＩ(Ⅰ)試験）

・301Ｆ（Manometric Respirometry試験）

※ＡＳＴＭ（アメリカ材料試験協会）

・D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

・D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

２　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※ＪＩＳ（日本工業規格）

・Ｋ0102（工場排水試験方法）

・Ｋ0420－71　シリーズ（10、20、30）

（水質－淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）］に対する化学物質の急性毒性の測定－第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）

・203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ＡＳＴＭ　D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたＷＡＦ（水適応性画分）やＷＳＦ（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間$ＬＬ_{50}$値が100mg／Ｌ以上であること。

⑵　目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。